

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業計画の変更認可等  
堤防敷の公用廃止
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、北条川土地改良区及び江北土地改良区から土地改良事業計画を変更するための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十一月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 縦覧に供すべき書類の各称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年十一月十三日から同年十二月二日まで

三 縦覧の場所 東伯郡北条町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第五百五十九号

次の堤防敷はその公用を廃止する。

昭和二十九年十一月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

